

観光活性化標識ガイドライン

平成 1 7 年 6 月

国土交通省

目次

はじめに	1
第 1 章 観光情報の提供における案内標識の役割	2
1. 観光情報の種類	2
2. 観光情報の提供手段	2
3. 案内標識の役割	2
第 2 章 観光活性化のための案内標識整備 の基本的考え方	4
1. 基本方針	4
2. 案内標識の計画・設置と管理	6
3. 案内標識の表示方法	9
第 3 章 主に観光客を対象とする案内標識に 関して留意すべき事項	14
1. 観光客の誘導形態に応じた案内標識の配置	14
2. 情報掲載基準の作成	15
3. 観光情報としての識別性の確保	15

はじめに

国際相互理解の増進や我が国経済の活性化の観点から、自然、歴史、文化、及び産業等の観光資源を創造・再発見し、これを内外に発信することによって、観光立国を推進していくことが一層重要となってきた。

内閣総理大臣主宰の「観光立国懇談会」において、観光立国の推進にあたっての基本的な考えが『観光立国懇談会報告書』として取りまとめられており、その中で「今日の日本の観光インフラは、外国人にとって決して親切に設計されているとはいえない。日本の街は、外国人が一人歩きしにくい状況にある。」等の指摘がなされているように、日本人、外国人を問わず、訪問先の地理に不案内な観光客が安心して一人歩きできる環境を整えていくことが、観光立国を推進していく上で重要な施策のひとつとなっている。

本ガイドラインでは、徒歩や公共交通機関によって移動する観光客の多くが必要とする観光情報を現地において提供することができる案内標識について、その公共的意義から整備の際に留意すべき事項を取りまとめたものである。

第 1 章 観光情報の提供における案内標識の役割

観光客の満足を得られる観光地づくりを行うためには、観光資源や風景・風土、文化等と観光客の受け入れ環境の整備等が重要である。

特に、観光客が安心して一人歩きできる観光地とするためには、地域特性に応じて、観光客の必要とする観光情報を必要とする場面で提供しなければならない。

1. 観光情報の種類

観光情報は商業広告と案内の両面の機能を持つものであり、観光客の視点に立つと、案内の機能を果たす観光情報が第一に必要である。案内の機能を果たす観光情報には、目的地への方向や距離等の位置案内に関する情報と観光資源の概要等の位置案内以外の情報がある。

2. 観光情報の提供手段

観光情報の提供手段（以下、「メディア」という。）は、案内標識の他に、地図やパンフレット等の紙媒体、パソコンや携帯電話等の I T 機器、観光案内所や観光ガイド等の人的対応等、多岐にわたる。メディア毎に提供できる観光情報の種類や、その長所・短所は異なるため、適材適所で使い分けて相互に補完させることが必要である。

3. 案内標識の役割

観光客の来訪目的は、その地域の観光資源や風景・風土、文化等にふれることであり、観光情報の提供等受け入れ環境の整備はあくまでそれを支援するためである。これを踏まえて、観光情報の提供はメディア相互の補完によって効果的かつ合理的に行われるべきであり、その中で案内標識をそれに適した役割で活用する必要がある。

案内標識は、誰もがいつでも現地で使えることが最大の特徴であり、位置が確認しやすいなどの長所を持つが、提供できる情報量が限られている。したがって、案内標識では位置案内に関する情報を中心に、多数の人に共通の基本的な情報を分かりやすく表示すべきである。

なお、案内標識は「指示標識」、「同定標識」及び「図解標識」に分けられ、目的に応じて使い分ける必要がある。

また、案内標識により提供する観光情報は、観光客の視点を重視しながら、多数の人が訪れる観光資源の案内や観光案内所、トイレの案内等、観光地毎に検討することが必要である。

第2章 観光活性化のための案内標識整備の基本的考え方

観光客は、交通機関旅客施設内の標識や道路標識等の多数の人を対象とする案内標識、観光資源への案内等、主に観光客を対象とする案内標識等、様々な案内標識を区別することなく利用する。この章では、異なる設置主体が様々な目的で案内標識を整備する際の共通の留意すべき事項について、基本的な考え方を示す。

1. 基本方針

案内標識による観光情報の提供は、観光客の視点に立って、誰もが見やすく分かりやすく行うべきである。なお、案内標識の設置にあたっては、景観に配慮するとともに、関係者が連携して最小限の設置となるようにする必要がある。

(1) メディア相互の補完

メディア間で、情報内容やその表示方法について整合を図るとともに、役割を分担して相互に補完しながら、観光情報を効率よく提供することが必要である。

(2) 地域特性に応じた観光情報の提供

まちの構造や観光資源の分布等地域特性に応じて、最適な方法で観光情報を提供することが必要である。この際、自然や人工構造物等地域固有のランドマークを現在位置の確認等に活用することも有効である。

(3) 一貫した案内

観光地全体の案内を考え、情報内容やその表示方法の整合、設置位置の調整等、異なる設置主体が設置した案内標識でも一貫した分かりやすい案内となるように連携・調整を行う必要がある。

(4) ユニバーサルデザインの考え方の導入

案内標識の整備においては、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの考え方を積極的に導入する必要がある。その際、観光情報を必要とする誰もが実際に使いやすいかを十分に確認した上で、画一的な措置ではなく、個別に実施効果を検

討のうえ対応を行うべきである。

（５）案内標識の顕在化

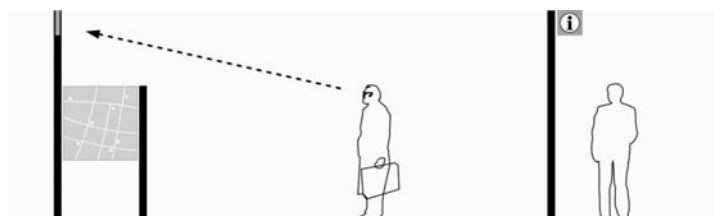
乱立する多数の標識等によって観光客が必要とする案内標識を見つけづらい地域では、様々な屋外広告物の規制や民間標識を含めた案内標識の集約化等により案内標識を顕在化させる必要がある。さらに、情報コーナーを表すピクトグラムの掲出等も有効である。

図表Ⅱ－１．屋外広告物を規制・誘導する主な方法

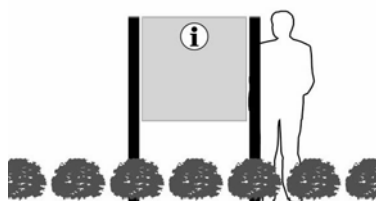
規制・誘導手法	根拠法例等
屋外広告物条例	屋外広告物法（第３条～第５条）
景観計画	景観法（第８条）
地区計画	都市計画法（第１２条の４および５）
建築協定	建築基準法（第６９条～第７７条）
特別地域	自然公園法（第１３条）
まちづくり条例	地方自治法に基づく条例制定権（第１４条）等
地権者による任意協定	なし

図表Ⅱ－２．情報コーナーを表すピクトグラム設置の基本的な考え方

- ・ 標識の板面と観光客の動線が平行の場合：板面と垂直に設置



- ・ 標識の背面側からの観光客の動線が考えられる場合：裏面に表示



※  が、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号のうち、情報コーナーを表すピクトグラムである。

2. 案内標識の計画・設置と管理

(1) 総合的なマネジメントの組織づくり

案内標識の整備においては、設置主体等の関係者と観光客等案内標識のユーザーが協働して協議会(地域のマネジメント組織)を組織し、計画(Plan)、実行(Do)、検証(Check)、是正措置(Action)からなるPDCAサイクル型のマネジメントを行い、地域全体の案内に関する基本方針や案内標識の整備方針、さらに、その実効性を担保するための自主的な規制・誘導等について、継続的に検討・調整することが必要である。

また、その際、地図やガイドブック、ホームページ等他のメディアの整備方針についても同時に検討することが効果的である。

(2) 計画・設置と管理

1) 点検

案内標識の整備・維持・更新のために、課題や改善策を検討する場合、まず現状を点検することが必要である。

点検は、当該地域に不案内な第三者の協力を得つつ、観光客が利用する全ての案内標識について継続的に実施する。

なお、点検結果は、案内標識台帳等のデータベースにより地域のマネジメント組織で共有することが望ましい。

図表Ⅱ—3. 点検手順の例

- ① 主要観光資源など地域の観光の現状と、市町村や都道府県の観光振興の方針や取り組み状況等について整理する。
- ② 各設置主体の案内標識整備の現状や今後の取り組み予定等を調査する。
- ③ 観光客が多く観光振興を図る上で重要な観光資源を選定し、駅等の交通拠点からのアクセスルートのうち誘導すべきものを定める(必要に応じて複数のルートや観光資源間の移動、帰路等についても検討する)。
- ④ 調査ルートを実際に歩き、ルート上の案内標識、案内所等について点検を行って問題点を明確化する。点検は、目的地への誘導に影響を及ぼす既設案内標識・看板等について写真を撮影するとともに、気づいた点をメモすることにより行う。
- ⑤ 調査結果を検討するため、「案内標識点検マップ」として、大きな地図の上に調査時に撮影した写真を貼り、現地調査の参加者がそれぞれの標識について現地調査時に気づいた問題点等を記入していく。作成した案内標識点検マップをもとに議論し、改善方策を含め検討する。

2) 配置計画

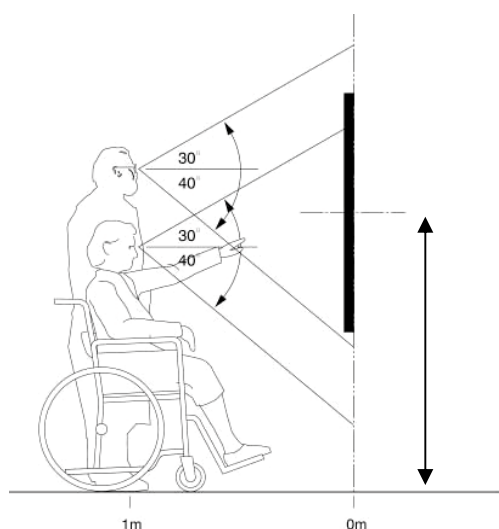
配置計画は、異なる設置主体が設置した案内標識について連続性の確保や重複の排除を行いつつ、観光客の行動起点や主要分岐点を中心に、過不足のない地域特性に応じた適切な配置となるように作成する。

3) 設置

設置にあたっては、安全性、見つけやすさ及びバリアフリー等に配慮し、視距離に応じて高さとしきさを決定する。

また、設置場所や表示の向きは、観光客の動線を考慮した上で、案内標識の存在が一見してわかること、通行の支障にならないこと、及び誤解されにくいこと等に留意して決定する。

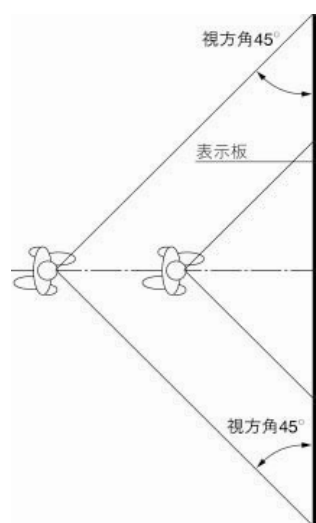
図表Ⅱ－4．近づいて見る標識の表示板の高さ（左図）及び幅（右図）の考え方



注 板面中心の高さは、立位の利用者と車いす使用者の視点の中間の高さとされている135cm程度と考えるのが適当である(※1)。情報量が多い地図などで、車いす使用者にとって地図上部の判読が困難であると想定される場合は125cm程度とすることが望ましい(※2)。

(※1)「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」による

(※2)「道路の移動円滑化整備ガイドライン」による



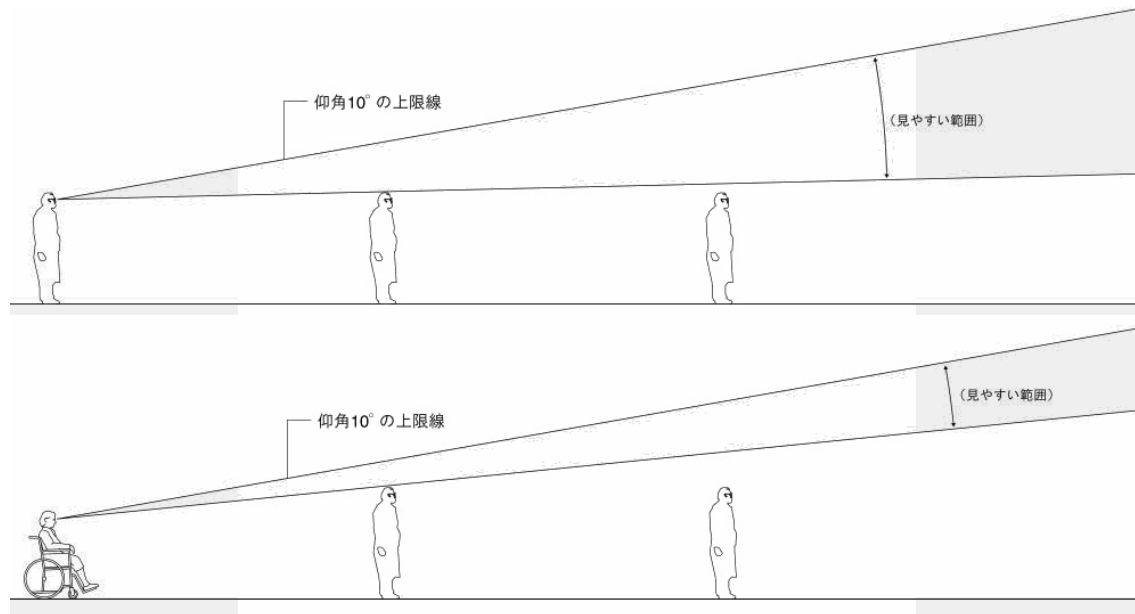
注 視方角（視軸と視対象のなす角度）が45°以下では表示内容の誤読率が増加して好ましくない(※3)。

(※3) 野呂影勇編「図説エルゴノミクス」
(1990 日本規格協会)による

「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(2001、国土交通省)を参考に作成。

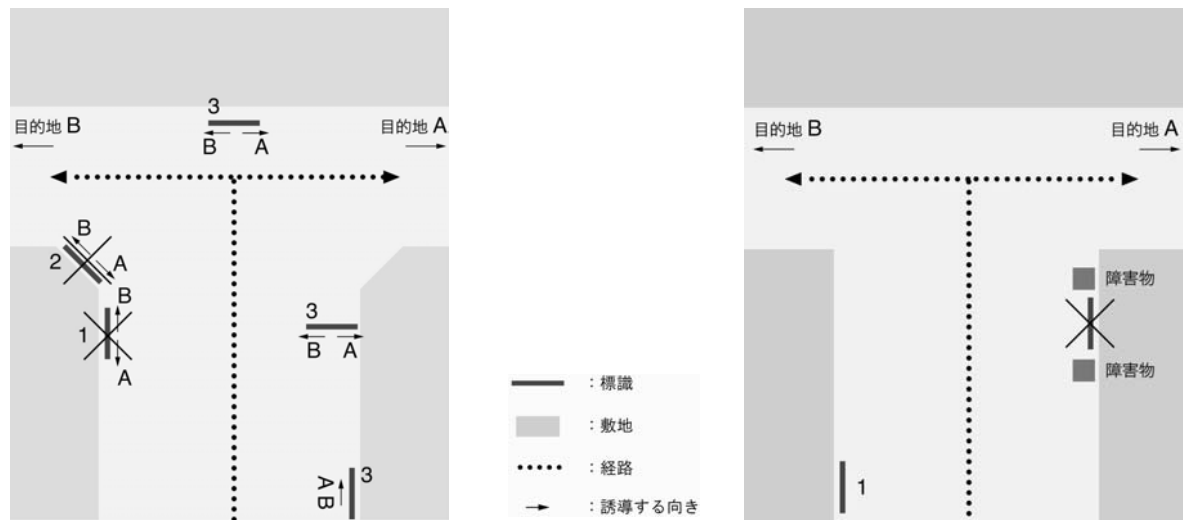
図中の通常視野は日本建築学会編「建築設計資料集成3集」(1980、丸善)による

図表Ⅱ－５．離れて見る標識の表示板の高さの考え方



図中の仰角は「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」（2001、国土交通省）による。

図表Ⅱ－６．設置位置の考え方（a）（b）



○交差部の設置位置（a）

できるだけ3の位置に設置することが望ましい。1や2の位置においては、方向が混乱しやすいため、やむをえずこれらの位置に設置する場合は十分な配慮が必要である。

○交差部の設置位置（b）

標識が見つけやすいように障害物の陰にならない1の位置に設置する。特に駅周辺等の人通りの多い場所では通行の支障とならないことを前提に、見つけやすい位置に設置することが必要である。

4) 管理

管理にあたっては、定期的な点検を行う。さらに、良好な設置状態を維持するために汚損しにくい材質や形状を採用するとともに、情報が古くなることによる不適切な案内を防止するために容易に更新できる構造等を工夫する。

3. 案内標識の表示方法

(1) 表記方法

案内標識はユニバーサルデザインの観点から日本語、英語及びピクトグラムの3種類による表記を基本とし、必要に応じて、多言語表記や音声案内等の活用を検討する。

1) 各言語に関する表記方法

日本語の表記については、施設の名称等を正式名称、通称及び愛称等のどれを使用するのか、当該施設管理者の協力により明確化する。

英語（ローマ字）の併記を原則とし、適切なスペルや語法等を用いる。

また、英語圏以外の外国人観光客が多い観光地では、地域特性や観光客へのホスピタリティの観点から効果的に機能する場所を選定することや、必要性の高い情報のみを多言語とする等、表示が繁雑にならないことに留意しつつ、多言語表記を行うことが有効である。

なお、表記対象となる国・地域の人にとって理解できる表現を用いることが重要である。

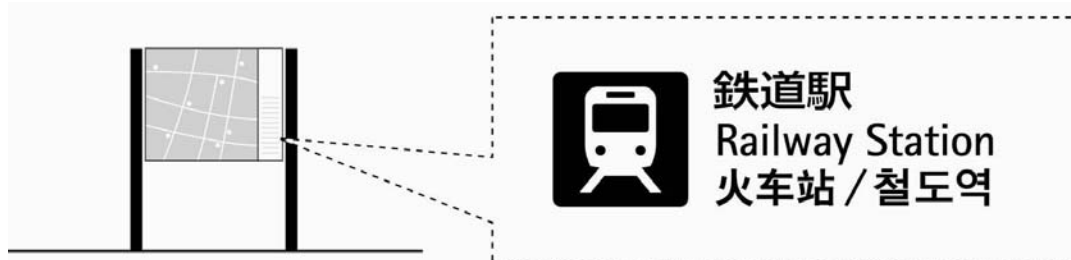
図表Ⅱ— 7. 日本語表記の基準例

表記の基準	表記の例
■原則として国文法、現代かなづかいによる表記を行う。ただし固有名詞においてはこの限りではない。	
■正式名称の他に通称がある施設名は地域において統一した名称を使用する。	
■表示面の繁雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で省略できる部分を省略する。	東京都 日比谷公園
■アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いても良い。	JR NTT
■数字の表記は、原則として算用数字を用いる。ただし、固有名詞として用いる場合はこの限りではない。また、〇丁目のように地名として用いる場合は漢数字を使用する。	5月5日 第二別館 一番町二丁目
■地名、歴史上の人名など読みにくい漢字にはふりがなを付記する等の配慮を行う。	
■紀年は西暦により表記する。必要に応じて日本年号を付記しても良い。	2005年 2005年(平成17年)

図表Ⅱ— 8. 英語（ローマ字）の表記の基準例

表記の基準	表記の例	
■ 固有名詞はローマ字で、普通名詞部分は英語に直して表記する。	日比谷公園	Hibiya Park
■ 日本語のローマ字表記についてはヘボン式を用いる。		
■ 固有名詞のみによる英語表記にはローマ字つづりの後に～River、Lake～などの意味が伝わる英語を補足する。ただし、Mt.Fujiのように上記のような表記方法でない方法が定着しているものについてはこの限りでない。	淀川 芦ノ湖 立山	Yodogawa River Lake Ashinoko Mt. Tateyama
■ 町名は切り離さずにひと続きに表記する。 「〇丁目」はアラビア数字の表記のみとする。	霞が関二丁目	Kasumigaseki 2
■ 略語が慣用化されている場合は略語を用いることができる。	Station	Sta.
■ 施設名は地域において統一した英語表記を使用する。		

図表Ⅱ— 9. 中国語・韓国語を併記した凡例部の表示例



2) ピクトグラムの表記方法

ピクトグラムは、国際的に通用する情報伝達手段として積極的に活用する。

ピクトグラムの表記については、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号またはオストメイトの図記号等、標準的に使用されている図記号の使用を原則とする。

図表Ⅱ－１０．標準案内用図記号として策定されたピクトグラムの例

推奨度 A

安全性及び緊急性に関わるもの、多数のユーザーにとって重要なもの及び移動制約者へのサービスに関わるものであり、図形を変更しないで用いることを強く要請する。



推奨度 B

多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念を統一することによって利便性が高まると期待されるものであり、図形を変更しないで用いることを推奨する。



推奨度 C

多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念を統一することが必要なものであり、基本的な概念を変えない範囲で適宜図形を変更して用いることができる。



出典)「標準案内用図記号ガイドライン」(2001、交通エコロジー・モビリティ財団)

図表Ⅱ－１１．標準的に使用されている図記号の例



オストメイトを表すピクトグラム



多機能トイレ表示の例

※「オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）」の図記号は、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン 平成13年8月」に掲載されているもので、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号には含まれていない。

3) 図解標識の表記方法

図解標識は、徒歩圏を詳細に案内するものを中心に観光客の行動起点等に必要なに応じて設置する。

図解標識の表記については、アイキャッチャー・マークの使用やインデックス化等の工夫により、見やすく分かりやすい表現に努める。

図表Ⅱ－１２．図解標識の範囲・縮尺・向きの考え方

下記を参考に状況に応じて適宜設定する。

○徒歩圏を詳細に案内する地図

主地図	範囲	1km 四方程度
	縮尺	1/600～1/1,000 程度
	向き	標識に向かって前方を上
副地図	範囲	2km 四方程度
	縮尺	1/5,000～1/8,000 程度
	向き	標識に向かって前方を上

○観光エリア全体の概略を案内する地図

範囲	行政区域に関係なく、特定の観光地として認識される範囲
向き	設置状況に応じて適宜

※両方の地図を並べて設置する場合は、設置箇所に応じて適切な向きに統一する。

図表Ⅱ－１３．図解標識の表記方法例

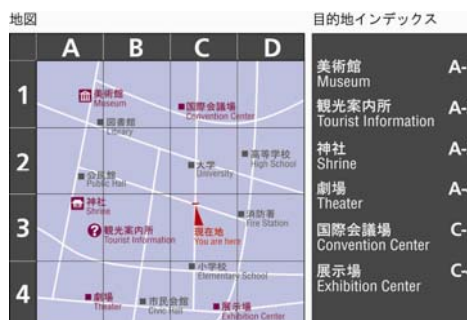
○地図内の情報が少ない場合又は地図のサイズが小さい場合

特定の情報を強調するため、ピクトグラムやアイキャッチャー・マーク（■／●）を他の情報とは異なる色彩により表示し、文字を大きくするなどの工夫が必要である。



○地図内の情報が多い場合又は地図のサイズが大きい場合

特定の情報を見つけやすくするため、主要施設等をインデックス化し、記号で地図との対照関係を明示するなどの工夫が必要である。



(2) レイアウト

1) スケール

文字やピクトグラムのスケールについては、視認性を考慮して高齢者や弱視者にも判読しやすいよう、できるだけ大きいスケールで設定し、設定された文字のスケールをもとに、案内標識の形状、掲載する情報内容や量を調整する。

なお、英語は日本語の3/4程度、ピクトグラムは英語の3倍以上の大きさが標準である。

図Ⅱ－14. 案内標識の標準的な文字のスケール

視距離	和文文字高	英文文字高
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上
10m の場合	40mm 以上	30mm 以上
4～5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
1～2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」による

図Ⅱ－15. 地図内での標準的な文字やピクトグラムのスケール

	ピクトグラム	和文	英文
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm
特大サイズ	－	18.0mm	14.0mm
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm

「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」による

2) 色彩

案内標識の色彩については、図と地のコントラストを強くするなど視認性を高めるとともに、高齢者や弱視者、色覚障害者に配慮して、「青と黒」、「黄と白」及び「赤と緑」等の見づらい色の組み合わせは用いない。

また、現在地表示は最も重要度が高いため、赤で表示することを原則とする。

なお、水面は青系にするなど、地勢や土地利用状況等にふさわしい違和感の無い色彩とすることが望ましい。

第3章 主に観光客を対象とする案内標識に関して留意すべき事項

この章では、統一した指針が存在しない地方公共団体や民間事業者等が設置する主に観光客を対象とする案内標識について、第2章の内容に加え観光の観点から特に留意すべき事項を示す。

1. 観光客の誘導形態に応じた案内標識の配置

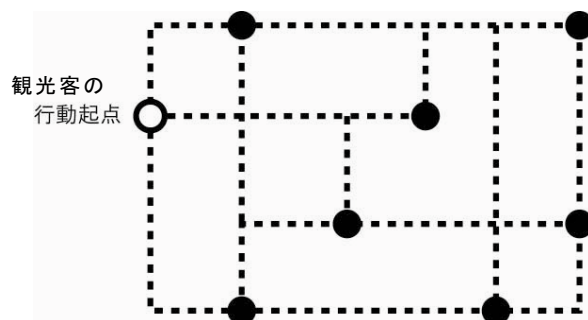
各観光地における観光客の誘導形態に応じて、案内標識の配置を計画することが望ましい。

図表Ⅲ－１．観光客の誘導形態の例

■自由アクセス型

観光資源が複数点在しており、観光客が自由にアクセスを行えるよう誘導。

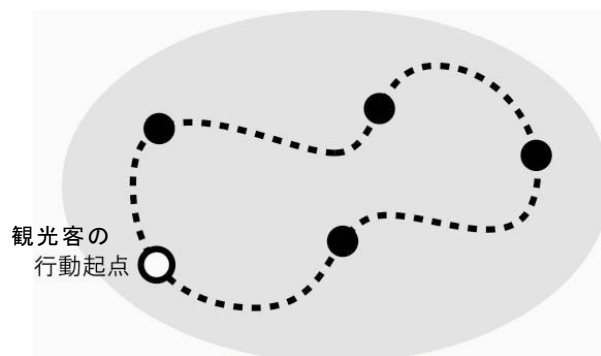
○案内標識配置の考え方：
主要分岐点を中心に配置し、図解標識を活用して投網的に情報の提供を行う。



■ルート設定型

観光客をあらかじめ設定された観光ルートに誘導。

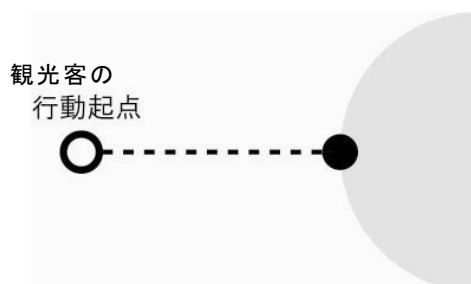
○案内標識配置の考え方：
観光ルートに沿って指示標識を配置し、主要な分岐点などで図解標識による補足を行う。



■直接アクセス型

一定の面的エリア又は単一の施設に観光客を誘導。

○案内標識配置の考え方：
観光客の行動起点における図解標識とルート上の指示標識により目的地へ誘導する。



2. 情報掲載基準の作成

案内標識により提供する観光情報は、視認性を確保する観点から、通常の利用方法で認識できる適切な量とすることが必要である。

そのため、案内標識の情報掲載基準は、観光客の利便性を優先させ、官民間わず、来訪者が多い観光資源等の情報を重視し、地域のマネジメント組織を活用して作成することが望ましい。

3. 観光情報としての識別性の確保

主に観光客を対象とする案内標識の色彩や形状は、景観に配慮しつつ、表示面の色彩を地域で統一する等、観光情報としての識別性を高めることが望ましい。

なお、標識のデザイン等に過度な個性を表現することは望ましくない。